

入札説明書

この入札説明書は、本県が委託する契約に関し、入札に参加しようとする者（以下、「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達する役務の件名

新潟県広報紙「県民だより」新聞折込業務委託

2 調達する役務の仕様その他明細

別紙仕様書による

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 入札の方法

- (1) 入札書の入札金額は小数点第2位まで、契約希望金額は小数点第3位までの金額を記載する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「何月何日開札、（調達する役務の件名）の入札書在中」と朱書して、提出しなければならない。
- (4) 競争加入者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることはできない。

5 入札参加資格

- (1) 県内全域の新聞販売店を通じ、新聞講読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
- (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
- (9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 競争加入者に要求される事項

競争加入者は、仕様書、別紙契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 入札参加申込に関する事項

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び添付書類を令和8年3月19日（木）午後5時までに提出すること。

8 代理入札に関する事項

開札の日に入札等の行為を代理人に行わせる場合は、開札会場で入札執行職員の指示に従い委任状（別紙様式）を提出しなければならない。この場合、入札書等について、代理人は氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

9 入札保証金・契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は入札金額の100分の110（契約希望金額）に年間折込見込み部数1,488,840部（1回あたり折込見込み部数372,210部×4回）を乗じた額の100分の5に相当する金額以上の金額とし、銀行振り出しで持参人払式の小切手等で納付しなければならない。なお、この保証金は、開札（再入札の開札を含む）完了後競争加入者又はその代理人に還付する。また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。
- (2) 入札保証金は開札会場において入札執行職員の指示に従い提出しなければならない。
- (3) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

10 入札の無効

次の(1)～(10)のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又は上記9(1)に示した当該金額に満たない金額を納付した者の入札
- (3) 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札
- (4) 同一競争加入者又は代理人からの2つ以上の入札
- (5) 競争加入者又はその代理人が同時に他の競争加入者の代理をした入札
- (6) 入札書の記載事項のうち、入札金額、競争加入者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (7) 押印をすべき場所に押印のない入札
- (8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札
- (9) 他の競争加入者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。

12 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、当該入札の最低金額及びその者の名前を公表したのち、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。なお、再入札は1回とする。
- (2) 初度の入札において無効入札をした者は、再入札に加わるができない。

13 開札に関する事項

- (1) 開札の日時及び場所
令和8年3月30日(月) 午前11時15分
県庁行政庁舎16階 入札室
- (2) 開札会場には競争加入者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することができない。

14 契約に関する事項

契約の条項は別紙契約書(案)のとおりとし、落札者の作成は不要とする。
契約保証金については9(4)のとおりとする。

15 誓約書の提出

入札への参加に際しては、別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」を、令和8年3月19日(木)午後5時までに提出しなければならない。

16 契約の停止に関する事項

次に該当する場合は、契約手続の停止を行うことがある。
・当該調達について苦情処理の手続が開始された場合

17 その他必要な事項

- (1) 競争加入者が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県知事政策局広報広聴課広報係
電話番号 025-280-5014